

# 令和7年度（2025年度）熊本市小規模法人のネットワーク化による

## 協働推進事業の公募に係る質問と回答

令和7年（2025年）12月12日

項番	項目	質問事項	回答
1	補助の対象	<p>交付要綱第3条第2項において、「前項の規定にかかわらず、国又は県から他の補助金等を受けている場合は対象外とする。」と規定されている。</p> <p>また、公募要領において、応募に当たっての要件の1つとして、「原則として、国又は県から他の補助金等を受けない事業であること。」と記載されている。</p> <p>農林水産省から「農村漁村交付金」の交付を受けている場合、本事業の補助対象となり得るか？</p>	<p>農村漁村交付金のほか、国や県から補助金を受けている事業と、令和7年度（2025年度）熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業として本市に申請する事業を明確に区分することができる場合、申請は可能です。</p> <p>応募申請においては、他の補助金の交付を受けている事業とは別であることがわかるように、事業計画書等を作成してください。</p>
2	補助金額	<p>法人間連携プラットフォームの設置運営事業を実施する場合で、令和6年度においても本事業の補助金交付を受けている場合、令和7年度の事業実施する場合も、補助金額が2分の1などに減額されることはないという理解で間違いはないか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>法人間連携プラットフォームの設置運営事業を実施する場合においては、補助の実施期間については原則2か年まで、交付要綱の「別表1：補助対象経費等一覧表」のとおり金額から減額することなく交付することとなります。</p>